

令和元年6月13日

NPO法人禁煙推進の会えひめ
会長 松岡 宏 様

愛媛県保健福祉部健康衛生局
健康増進課長

改正健康増進法の遵守および「受動喫煙防止条例」制定の
お願いについて（回答）

平素より、本県の保健福祉行政に御協力を賜り感謝申し上げます。

令和元年5月吉日付けで御提出のあった標記について、以下のとおり回答します。

要望項目	回答
1 改正健康増進法を遵守し、愛媛県関連施設は例外なく「敷地内禁煙」にしてほしい。	健康増進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）に基づき、受動喫煙が生じる可能性がある喫煙所は全て廃止することとしております。 また、敷地内禁煙等の具体的な対策については、施設の性質や来庁者の利便性、喫煙職員の公務への影響、近隣への配慮などを総合的に勘案し、各施設管理者が検討しているところです。
2 飲食店に対して、来年4月からの健康増進法改正点について周知徹底してほしい。	飲食店を含め改正法により受動喫煙防止対策を講じることとなる施設等には、市町や関係団体等と連携を図り、リーフレット等の配布や説明会の開催等により法改正の内容について周知を図っているところです。
3 愛媛県として、望まない受動喫煙を受けた場合の相談窓口を設置してほしい。	改正法により、地方公共団体には受動喫煙防止に関する相談窓口等の設置を通じた個別相談の実施が求められていることから、各保健所に窓口を設けるとともに、各市町とも連携を図り、相談体制の充実に努めます。
4 公共の場を完全禁煙にする「受動喫煙防止条例」、禁煙を推進する「健康増進条例」を愛媛県として制定して欲しい。	改正法により、施設の管理権原者に受動喫煙防止対策を講じる責務が課されるとともに、喫煙者には喫煙可能な場所以外での喫煙が禁止されたことから、すべての県民が法の規定を遵守することにより望まない受動喫煙がなくなっていくものと考えております。「受動喫煙防止条例」の制定に直ちに取り組む予定はありません。 また、「えひめ健康づくり21」により、喫煙対策を含めた県民の健康づくりを推進しているところですので、「健康増進条例」についても、直ちに制定することは考えておりません。
5 公用車を全て禁煙にして欲しい。	改正法の趣旨について、公用車を管理・運用をしている各部局に周知します。
6 タバコは嗜好品ではなく、喫煙は最も命を落としている病気であるということを認識してほしい。	喫煙は肺がんをはじめとする様々ながんの原因になるほか、虚血性心疾患や脳卒中などの循環器の病気や閉塞性肺疾患（COPD）などの呼吸器の病気の原因になるとともに、本人だけでなく、たばこを吸わない人にも受動喫煙を生じさせ、肺がんや虚血性心疾患、脳卒中などの原因になることが明らかになっております。 喫煙により年間12~13万人が亡くなっているという状況からも、たばこによる健康への影響は大きいものと認識しております。
7 高血圧や糖尿病と同じように、喫煙職員に対して、喫煙病であるから禁煙治療を受けるように指導して欲しい。	県では、世界禁煙デー・禁煙週間における各種啓発活動の展開の他、職員厚生室における禁煙相談、共済組合における禁煙支援等を通じて、職員の禁煙を推進しているところです。職員の喫煙率が年々減少しておりますので、今後も引き続き、職員に対して喫煙対策への機運の醸成を図ってまいります。
8 勤務中の県職員の喫煙を止めて欲しい。（地方公務員法の職務専念義務違反であると思うが、県の見解を教えて欲しい。）	勤務中の喫煙については、社会通念に照らし、職務に支障を及ぼさない範囲に限り認めております。 なお、喫煙による長時間の離席等により、職務に影響を及ぼしたりすることは当然許されることではなく、職員に対し、その旨の周知徹底を図っております。